

概要版

北広島市 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

計画期間：令和6年度～令和8年度

令和6年3月



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国の65歳以上の人口は、令和5年4月1日現在3,619万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%となり、4人に1人以上が65歳以上の高齢者という本格的な超高齢社会となっています。

また、本市の高齢化率は、令和5年9月30日現在34.1%となっており、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）頃には高齢化率が4割を超えると見込んでいます。さらに、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まってきています。

介護が必要な状態になっても安心して安全な生活ができるよう、介護を社会全体で支えることを目的とした介護保険制度は平成12年度にスタートして24年目を迎え、介護が必要な高齢者の生活を支える重要な制度として定着しています。

一方で、介護が必要な高齢者が増加するとともに、高齢者世帯や単独世帯の増加も見込まれます。さらに、85歳以上人口の増加に伴い、認知症や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。今後も生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保、介護現場における生産性の向上推進等が重要となります。

介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要となります。これまでも「地域包括ケアシステム」の深化・推進の取組を進めてきましたが、今後は医療と介護の連携強化や、医療・介護の情報基盤の一体的な整備による、地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。

本市においても、さらなる地域共生社会の実現に向けて、高齢者保健福祉ならびに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営をめざし、令和6年度から令和8年度までの3年間の施策の考え方および目標を定める「北広島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」として定める高齢者保健福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく計画として、国の基本指針に即して定める介護保険事業計画の2つの計画を一体的に作成し、「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「北広島市総合計画（第6次）」（令和3年度～令和12年度）および「北広島市地域福祉計画」を上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画として策定するとともに、「北広島市障がい支援計画」「北広島市健康づくり計画」ならびに北広島市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」などとも連携および整合性を図りながら、高齢化社会に対応した高齢者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

2 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉計画」として老人福祉法第20条の8の規定に基づき定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、国の基本指針に即して計画として定めるものです。

老人福祉法 第20条の8	市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条 第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

第3節 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、広く市民・専門家などの意見を反映させるため、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、一般公募の市民などにより構成される「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、高齢福祉部会で計画の見直しを進めてきました。

「北広島市保健福祉計画検討委員会」での協議内容は市民に公開するとともに、会議録の閲覧を可能にし、計画案についてパブリックコメントで市民からの意見を募りました。

また、本市の高齢者を取り巻く現状や意向などを把握するため、令和4年11月に65歳以上の高齢者の方（要介護1～5の認定者を除く）3,000人を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、令和5年6月に要支援・要介護認定者1,000人を対象に「在宅介護実態調査」を行ったほか、令和5年7月に介護事業者の意向や実態を把握するため、「施設整備等意向調査」、「サービス提供事業者調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

第2章 高齢者の現状

第1節 高齢者の人口動向と将来推計

1 人口の推移と将来推計

令和5年9月30日現在の住民基本台帳による本市の総人口は56,950人となっています。

このうち、65歳以上の高齢者人口は19,398人で、総人口の34.1%を占めています。令和3年度から令和5年度にかけて、高齢化率は0.8ポイント高くなり、高齢化がより進んでいます。

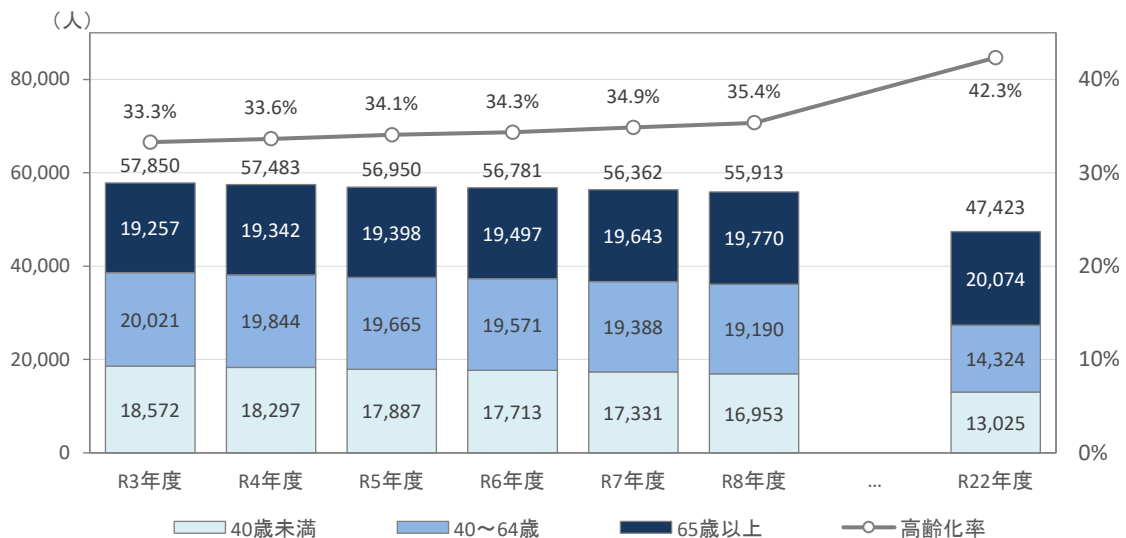
また、令和6年度以降の人口推計においては、第9期計画期間中の令和7年度には団塊の世代が75歳に到達することに伴い、介護保険の利用率が高くなる後期高齢者が今後さらに増加すると見込んでいます。さらに、令和22年度（2040年度）には団塊ジュニアの世代が65歳に到達することに伴い、高齢者が20,000人を超えるものと見込んでいます。

図表 2-1-1 人口の推移と将来推計（年齢群別）

(単位:人)

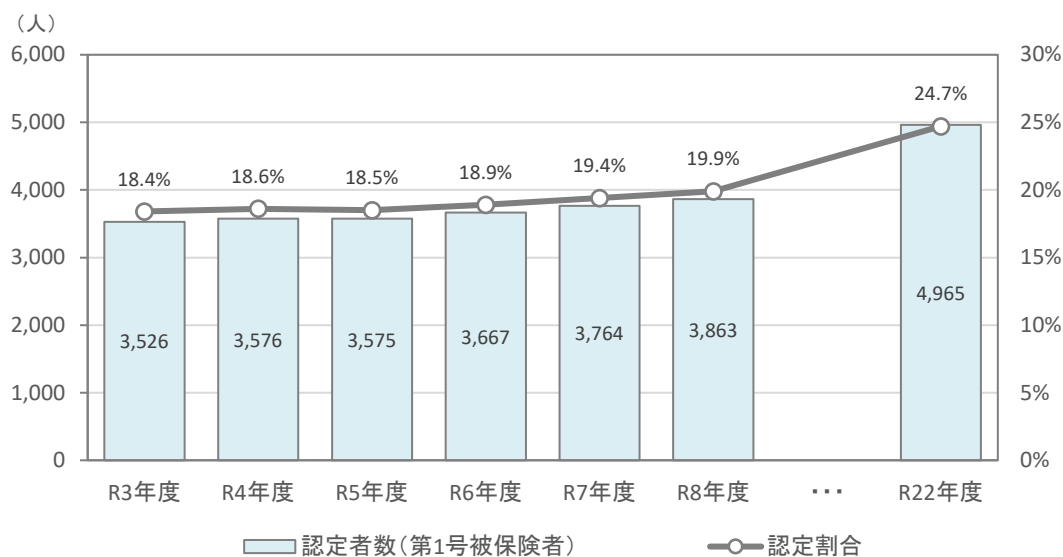
	第8期			第9期			第14期
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
総人口	57,850	57,483	56,950	56,781	56,362	55,913	47,423
65歳以上	19,257	19,342	19,398	19,497	19,643	19,770	20,074
高齢化率	33.3%	33.6%	34.1%	34.3%	34.9%	35.4%	42.3%
前期高齢者 (65～74歳)	10,003	9,624	9,218	8,945	8,540	8,257	8,308
前期高齢者比率	17.3%	16.7%	16.2%	15.8%	15.2%	14.8%	17.5%
後期高齢者 (75歳以上)	9,254	9,718	10,180	10,552	11,103	11,513	11,766
後期高齢者比率	16.0%	16.9%	17.9%	18.6%	19.7%	20.6%	24.8%

図表 2-1-2 人口の推移と将来推計（年齢群別）

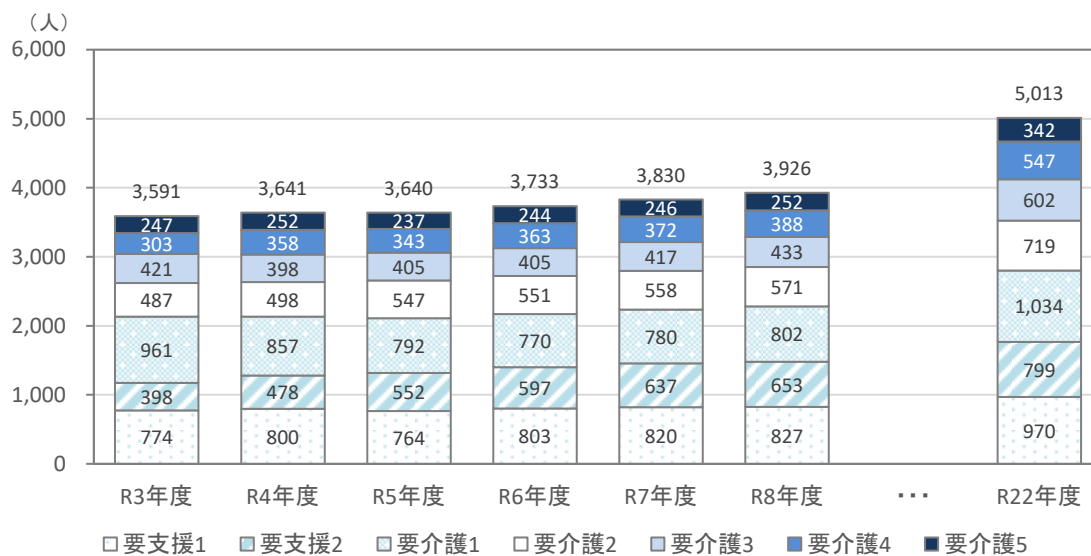


2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

図表 2-2-2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計



図表 2-2-3 要介護度別の要支援・要介護認定者の推移と将来推計



(注1) 各認定者数は第2号被保険者を含みます。

第3節 計画策定に係わる各調査結果の概要

1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

調査対象	65歳以上の高齢者 3,000 人を無作為抽出（要介護 1～5 の認定者を除く）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による調査票の送付、回収 ・ 調査期間は令和 4 年 11 月 17 日（発送）から 12 月 2 日（投函締切）まで
調査基準日	令和 4 年 10 月 1 日
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族構成や生活状況について ・ 健康について ・ からだを動かすことについて ・ 食べることについて ・ 毎日の生活について ・ 地域での活動について ・ たすけあいについて ・ 認知症にかかる相談窓口の把握について
回収結果	調査票回収数 1,970 票（回収率 65.7%）

2 在宅介護実態調査

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

調査対象	要支援・要介護認定を受けている（受けていた）方から 1,000 人を無作為抽出
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による調査票の送付、回収 ・ 調査期間は令和 5 年 6 月 6 日（発送）から 6 月 23 日（投函締切）まで
調査基準日	令和 5 年 5 月 1 日
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ [本人向け調査] 現在の傷病、介護サービスの利用状況等 ・ [介護者向け調査] 介護者が不安に感じる介護等
回収結果	調査票回収数 613 票（回収率 61.3%）

第3章 基本理念と目標

第1節 基本理念

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱くなってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱くなる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、ときに支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会が求められています。

本計画では、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりが生きがいを感じられるまちづくりの実現をめざします。

基本理念

高齢者をはじめすべての方が、
住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができる、
地域共生社会の実現

第2節 基本目標

基本目標1 健康づくりと介護予防の促進

高齢者がその有する能力に応じて、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるようにするため、高齢者の介護予防に関する普及啓発および保健指導に取り組みます。

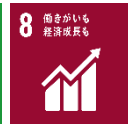
また、高齢者がこれまで培った知識と経験を生かした社会参加や生きがいづくりを推進し、地域を支える担い手として活躍できる環境の整備を進め、地域の中で豊かな生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

日常生活を支援する多様な生活支援・介護予防サービスなどについても、引き続き体制整備を進めます。



基本目標2 介護保険サービスの充実

認知症や要介護状態などになっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、介護保険サービスのさらなる基盤整備、生産性の向上を図ります。



また、全国的に問題となっているケアマネジャーおよび、ヘルパー等の介護人材の確保については、本市としても課題の一つとして認識していることから、今後の人口動態を踏まえ、地域における継続的なサービス提供体制の充実に向けた整備の検討を進めます。

基本目標3 安心して暮らせる環境づくりの推進

高齢者の生活を総合的に支えるため、高齢者支援センターが中心となり、地域で適切な支援が行われる環境整備に取り組むとともに、地域の関係者を含めたネットワークづくりの強化や家族介護者への支援の充実を図ります。



地域ケア会議や在宅医療介護連携推進協議会における多職種連携の取組の推進および高齢者支援センターの体制強化など、介護予防、自立支援および重度化防止に向けて取り組みます。

また、高齢者が気軽に交流できる場を開設し、NPO 法人などの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。

高齢者の虐待防止対策の推進および権利擁護の推進に向け、知識の普及啓発を図るとともに、早期発見・早期対応にむけ、関係機関などと連携して対応します。

基本目標4 認知症施策の推進

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、共生社会の実現を推進することを目的としています。



認知症施策では、認知症予防のための生活習慣病重症化予防を強化し、認知症に対する地域の理解を深め、認知症高齢者等 SOS ネットワークなどの地域で支え合える体制づくりに努めます。

基本目標5 適切な介護保険事業の運営

効果的・効率的な介護給付の推進のため、ケアプランの点検を実施し、利用者に適切でよりよい介護サービスが提供できるよう、ケアマネジャーの資質向上に努めます。



北広島市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画と介護保険事業計画については、上位計画である市総合計画において掲げられた基本目標である「ともに歩み笑顔が輝くまち」をめざし、医療提供体制の整備と在宅医療・介護の連携などの地域包括ケアシステムの深化・推進が一体的に行われるよう、それぞれの計画と整合性をとり、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、高齢者福祉および介護の充実のための施策に取り組みます。

また、介護保険事業が健全に機能するよう介護保険サービス情報の周知に努めるとともに、地域課題を分析のうえ目標に対する実績を評価するなど、適切な介護保険事業の運営に向けたPDCAサイクルの推進を図ります。

(注) 本市では、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼称しています。

第3節 施策の体系

基本目標1 健康づくりと介護予防の促進

重点課題1 健康づくりと日常生活を支援する体制整備

1 健康づくり・介護予防サービスの充実

- | | | |
|-------------------------------|------------|----------|
| ① 特定健診・後期高齢者健診 | ② 健診後の保健指導 | |
| ③ 健康づくりセミナー | ④ 食の個別相談 | ⑤ ミニ健康講座 |
| ⑥ 高齢者出前健康講座 | ⑦ 健康増進講演会 | |
| ⑧ 地域リハビリテーション活動支援事業 | | |
| ⑨ リハビリテーション専門職を活用した新たなサービスの検討 | | |
| ⑩ 訪問型サービス | ⑪ 通所型サービス | |

2 日常生活に関する支援の充実

- | | | |
|-------------------|------------|-------------|
| ① 配食サービス | ② 移送サービス | |
| ③ 移動制約者の移送の確保に向けて | ④ 庭先収集 | ⑤ 除雪サービス |
| ⑥ 訪問理容サービス | ⑦ テレホンサービス | ⑧ 補聴器利用促進事業 |

重点課題2 生きがいと社会参加の促進

1 生きがいのある暮らしの支援

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 長寿祝福事業 | ② 老人クラブ活動の充実 |
| ③ きたひろ健康ポイント事業 | ④ 介護予防拠点助成金 |
| ⑤ 地域たすけあい活動助成金 | ⑥ 福祉バス運行事業 |
| ⑦ シルバー活動センター事業 | ⑧ 民生委員児童委員、地区社会福祉委員活動 |
| ⑨ 社会教育事業 | ⑩ 体育事業 |
| ⑪ ボールパーク関連事業との連携 | |

2 就労機会の確保

- ① シルバー人材センター活動支援事業
- ② 各種事業や関係機関との連携

基本目標2 介護保険サービスの充実

重点課題1 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

- ① 居宅サービス

2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 地域密着型サービス | ② 施設サービス |
| ③ サービス基盤整備状況 | ④ 介護給付見込み量確保の方策 |

重点課題2 介護保険サービスの基盤強化

1 人材確保対策

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 市民ソーシャルワーカー養成講座 | ② 合同就職説明会 |
| ③ 介護従事者フォローアップ研修事業 | ④ 福祉人材確保対策就労支援金 |
| ⑤ 介護現場の業務効率化支援 | |

基本目標3 安心して暮らせる環境づくりの推進

重点課題1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① 高齢者サービス啓発事業 | ② 高齢者実態把握事業 |
| ③ 高齢者等地域見守り事業 | ④ 総合相談事業 |
| ⑤ 高齢者支援センターの運営 | ⑥ 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 |
| ⑦ 地域ケア会議の開催 | |

重点課題2 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

① 在宅医療と介護の連携推進

重点課題3 介護に取り組む家族等への支援の充実

1 介護に取り組む家族等への支援等

- ① 家族支援事業 ② 紙おむつ購入費の助成 ③ 指定ごみ袋の助成

重点課題4 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

1 高齢者虐待防止の取組

- ① 高齢者虐待防止ネットワーク事業
② 高齢者虐待防止法に規定する「養護者」や「養介護施設」以外からの虐待等権利侵害への防止対策

2 権利擁護体制の充実

- ① 成年後見センターの運営 ② 成年後見制度利用支援事業

重点課題5 高齢者が安心できる居住環境確保

1 高齢者の居住環境の整備

- ① サービス付き高齢者向け住宅の適正な運用 ② 住宅改修支援事業
③ 緊急通報システム ④ 救急情報キット・エルフィンバトン普及事業

2 まちづくりの整備促進

- ① 住まいの相談会 ② 空き地・空き家バンク制度
③ 道路・交通環境の整備 ④ 公営住宅の整備

3 防災・感染症対策等の推進

- ① 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり
② 災害対策および感染症対策に係る体制整備

基本目標4 認知症施策の推進

重点課題1 認知症施策の推進

1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

- ① 認知症ケアパスの普及 ② 地域支え合いセンターの運営

2 認知症の早期発見・早期対応

- ① 認知症地域支援推進員 ② 認知症初期集中支援チーム
③ 若年性認知症の実態把握および支援体制の検討
④ 在宅医療と介護の連携推進（再掲）

3 認知症バリアフリー化の推進

- ① 認知症カフェ ② 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業
③ いどころ発信システム助成事業 ④ 家族支援事業（再掲）
⑤ 相談体制の充実（総合相談事業（再掲））

基本目標5 適切な介護保険事業の運営

重点課題1 効果的・効率的な介護給付の推進

1 低所得者対策の推進

- ① 介護サービス利用者の軽減対策

2 介護保険の質的向上

- ① 介護給付に要する費用の適正化 ② 介護保険サービスの給付制限

重点課題2 医療計画との整合性の確保

重点課題3 介護保険サービス情報の公表

重点課題4 介護保険制度の立案および運用に関する PDCA サイクルの推進

第4章 健康づくりと介護予防の促進

重点課題1 健康づくりと日常生活を支援する体制整備

1 健康づくり・介護予防サービスの充実

健康づくり・介護予防サービスの各事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 4-1-1 健康づくり・介護予防サービスの見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
特定健診(40歳～74歳)	受診数	3,585人	3,594人	3,718人
後期高齢者健診	受診数	1,600人	1,700人	1,800人
健診後の保健指導	指導数	830人	880人	920人
健康づくりセミナー	コース数	5回	5回	5回
	参加者数	40人	40人	40人
食の個別相談(栄養相談)	指導数	75人	80人	85人
ミニ健康講座	実施回数	38回	41回	44回
	参加者数	570人	615人	660人
高齢者出前健康講座	実施回数	10回	10回	10回
	参加者数	150人	150人	150人
健康増進講演会	実施回数	1回	1回	1回
	参加者数	50人	50人	50人
地域リハビリテーション活動支援事業	実施回数	15回	20回	25回
	参加者数	225人	300人	375人
介護予防訪問介護相当サービス	利用者数	181人	187人	194人
介護予防通所介護相当サービス	利用者数	434人	445人	456人
通所型サービスC(短期集中機能訓練)	利用者数	4人	4人	4人
	延べ参加回数	63回	63回	63回

2 日常生活に関する支援の充実

生活支援サービスの各事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 4-1-2 生活支援サービスの見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
配食サービス	月平均利用者数	187 人	187 人	187 人
	総合事業対象者	58 人	58 人	58 人
	任意事業(高齢)	116 人	116 人	116 人
	任意事業(障がい)	13 人	13 人	13 人
	延べ食数	43,870 食	43,870 食	43,870 食
	総合事業対象者	13,161 食	13,161 食	13,161 食
	任意事業(高齢)	27,638 食	27,638 食	27,638 食
	任意事業(障がい)	3,071 食	3,071 食	3,071 食
移送サービス	延べ回数	837 回	838 回	839 回
	利用者数	51 人	52 人	53 人
庭先収集	対象者軒数	240 軒	255 軒	270 軒
除雪サービス	利用者数	390 人	410 人	430 人
	通路除雪	270 人	280 人	290 人
	間口除雪	120 人	130 人	140 人
訪問理容サービス	利用者数	76 人	79 人	82 人
テレホンサービス	利用者数	8 人	8 人	8 人
補聴器利用促進事業	申請者数	100 人	100 人	100 人

重点課題2 生きがいと社会参加の促進

1 生きがいのある暮らしの支援

生きがいのある暮らしの支援の各事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 4-2-1 生きがいのある暮らしの支援の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
長寿祝福事業	対象者数	28 人	28 人	28 人
老人クラブ活動	団体数	21 か所	21 か所	21 か所
	加入者数	650 人	650 人	650 人
きたひろ健康ポイント事業	登録団体数	189 か所	203 か所	217 か所
	ミニデイサービス	18 か所	18 か所	18 か所
	いきいきサロン	6 か所	6 か所	6 か所
	その他団体	165 か所	179 か所	193 か所
	申請者数	3,170 人	3,550 人	3,905 人
	交換ポイント数(ポイント)	151,553 P	166,708 P	183,379 P
	ボランティアポイント	11,434 P	12,577 P	13,835 P
	健康づくりポイント	130,913 P	144,004 P	158,404 P
	温泉分	87,206 P	95,927 P	105,519 P
	温泉分以外	43,707 P	48,077 P	52,885 P
	検診ポイント	9,206 P	10,127 P	11,140 P
	介護施設等 ボランティア実施人数	174 人	188 人	202 人
	介護施設等ボランティア 受入施設数	23 か所	26 か所	29 か所
介護予防拠点助成金	交付件数	3 件	3 件	3 件
地域たすけあい活動助成金	交付件数	3 件	3 件	3 件
福祉バス運行事業	利用延べ回数	350 回	350 回	350 回
	利用延べ人数	9,000 人	9,000 人	9,000 人
シルバー活動センター事業	利用延べ人数	9,500 人	9,500 人	9,500 人
	利用延べ団体数	1,300 団体	1,300 団体	1,300 団体

第5章 介護保険サービスの充実

重点課題1 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

(1) 居宅サービス

図表 5-1-1 居宅サービス利用者の見込み

(単位:人/月)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問介護	358	366	375
訪問入浴介護	22	23	24
訪問看護	420	433	445
訪問リハビリテーション	135	146	160
居宅療養管理指導	656	674	684
通所介護	450	458	464
通所リハビリテーション	377	390	396
短期入所生活介護	107	111	114
短期入所療養介護	24	24	24
特定施設入居者生活介護	150	153	212
福祉用具貸与	1,117	1,148	1,167
特定福祉用具購入	22	23	24
居宅介護住宅改修	32	34	36
居宅介護支援・介護予防支援	1,675	1,711	1,743

2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

(1) 地域密着型サービス

図表 5-1-2 地域密着型サービス利用者の見込み

(単位:人/月)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	50	51	52
地域密着型通所介護	138	141	145
認知症対応型通所介護	21	23	24
小規模多機能型居宅介護	42	43	45
認知症対応型共同生活介護	185	187	189
看護小規模多機能型居宅介護	24	25	26

(2) 施設サービス

図表 5-1-3 施設サービス利用者の見込み

(単位:人/月)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	247	250	254
介護老人保健施設(老人保健施設)	115	116	120
介護医療院	43	45	47

(4) 介護給付見込み量確保の方策

いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることになり、今後も高齢者数は増加し、高齢者人口がピークを迎える2040年(令和22年)を見据えた介護サービス基盤整備の重要性が高まっている状況にあります。また、今後のサービス必要量、介護離職ゼロの実現に向けた基盤整備、施設待機者調査および高齢者の住まいの安定的な確保などを総合的に考慮したうえで、第9期計画期間においては以下のとおり、施設整備の検討を行います。

- ・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護の公募の実施
- ・その他の施設

重点課題2 介護保険サービスの基盤強化

1 人材確保対策

介護人材については、多くの市内介護サービス提供事業者において人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保が難しい状況にあり、事業を運営する上で大きな課題となっています。地域住民に対し、介護人材の成り手が不足している現状等を理解してもらうための取組、外国人材の受入れ環境の整備、若手人材の育成や資格取得支援など、多様化・高度化・複雑化していく介護のニーズに的確に対応していくためには、介護人材の量的な確保を進めるだけでなく、提供するサービスの質の維持・向上も必要不可欠であるところです。そのため、市・地域住民・介護事業所が一体となり相互に協力し、今後より一層、市全体で人材確保について検討する必要があります。

人材確保対策の各事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 5-2-1 人材確保対策の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
市民ソーシャルワーカー養成講座	実施回数(回)	1 回	1 回	1 回
	参加者数	30 人	30 人	30 人
合同就職説明会	開催回数(回)	1 回	1 回	1 回
	参加者数	50 人	50 人	50 人
	参加事業者数(か所)	15 か所	15 か所	15 か所
福祉人材確保対策就労支援金	新規就労人数	80 人	80 人	80 人

第6章 安心して暮らせる環境づくりの推進

重点課題1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に係る事業の見込みは次頁のとおりです。

市内4か所の高齢者支援センターに保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員の三職種を配置し、総合相談支援業務、権利擁護業務および包括的・継続的ケアマネジメント業務を行います。また、予防給付（要支援1・2の方および事業対象者）のケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所の機能も担います。

今後も後期高齢者人口の増加に伴う相談件数や予防給付のケアマネジメント数の増加に対応できるよう、職員の計画的な配置を検討し、高齢者支援センターの運営体制の充実を図ります。

図表 6-1-1 地域包括ケアシステムの深化・推進に係る事業の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	
高齢者サービス啓発事業	サービスガイド発行部数	4,000 部	4,000 部	4,000 部	
高齢者実態把握事業	実態調査件数	1,930 件	2,100 件	1,900 件	
	65 歳到達者	800 件	780 件	770 件	
	75 歳到達者	1,000 件	1,190 件	1,000 件	
	65 歳以上転入者	130 件	130 件	130 件	
高齢者等地域見守り事業	協力機関数	37 か所	39 か所	41 か所	
総合相談事業	相談延べ件数	2,000 件	2,000 件	2,000 件	
高齢者支援センターの運営	職員数	28.0 人工	29.0 人工	29.0 人工	
	総合相談延べ件数	22,850 件	23,200 件	23,550 件	
	ケアマネジメント延べ件数	8,500 件	8,800 件	8,900 件	
	ケアマネジメント管理延べ件数	10,000 件	10,300 件	10,500 件	
生活支援コーディネーター の配置と協議体の設置	生活支援コーディネーター	6 人	6 人	6 人	
	第 1 層生活支援コーディネーター	1 人	1 人	1 人	
	第 2 層生活支援コーディネーター	5 人	5 人	5 人	
	協議体数	6 か所	6 か所	6 か所	
	第 1 層協議体	1 か所	1 か所	1 か所	
	第 2 層協議体	5 か所	5 か所	5 か所	
地域ケア会議の開催	地域ケア個別会議(困難事例の検討含む)				
	市主催	回数	2 回	2 回	2 回
		検討件数	2 件	2 件	2 件
		参加者数	20 人	20 人	20 人
	高齢者支援 センター主催	回数	10 回	10 回	10 回
		検討件数	10 件	10 件	10 件
		参加者数	60 人	60 人	60 人
	自立支援ケア会議	回数	10 回	10 回	10 回
		検討件数	20 件	20 件	20 件
		参加者数	120 人	120 人	120 人
	自立支援ケア会議 総括会議	回数	1 回	1 回	1 回
参加者数		20 人	20 人	20 人	

重点課題2 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

(1) 在宅医療と介護の連携推進

医療および介護の専門職などで構成する「北広島市在宅医療介護連携推進協議会」を開催し、課題解決に向けた協議と、専門部会を通じた具体的な取組を進めながら、切れ目のない医療と介護の連携を推進します。

また、総合相談の一環として、在宅医療と介護の連携に関する相談窓口を担っている高齢者支援センターには、高齢者の増加に伴う相談件数の増加が見込まれることから、在宅医療介護連携コーディネーターを計画的に配置していきます。

図表 6-2-1 在宅医療介護連携推進協議会等の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	
在宅医療と介護の連携推進	在宅医療介護連携推進協議会				
	全体会	実施回数	3 回	3 回	3 回
	研修企画部会	実施回数	3 回	3 回	3 回
	認知症部会(注1)	実施回数	3 回	3 回	3 回
	市民周知部会	実施回数	3 回	3 回	3 回
	在宅医療・介護連携に関する相談	実件数	480 件	510 件	540 件
		延べ件数	1,400 件	1,500 件	1,600 件
在宅医療介護連携コーディネーターの配置	人工	2.0 人工	2.5 人工	2.5 人工	

(注1) 認知症初期集中支援チーム検討委員会を兼ねる

重点課題3 介護に取り組む家族等への支援の充実

1 介護に取り組む家族等への支援等

家族介護者は、支援が必要でも表面化しづらく、孤立化する傾向にあることから、個々の状況に応じて介護者自身も支援を受けられるよう、北海道のケアラー支援推進計画に基づき、ケアラーの早期発見および相談窓口の明確化を図ります。

在宅で寝たきりの高齢者または重度身体・知的障がい者で常時おむつを使用している方を対象に、「紙おむつ購入助成券」を交付し、紙おむつの購入費を助成します。

図表 6-3-1 介護に取り組む家族等への支援等の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
おむつサービス事業	利用者数	260 人	260 人	260 人

重点課題4 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

1 高齢者虐待防止の取組

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

図表 6-4-1 高齢者虐待防止ネットワーク事業の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
高齢者虐待防止ネットワーク事業	相談延べ件数	15 件	15 件	15 件
	虐待認定件数	5 件	5 件	5 件
	研修会実施回数	1 回	1 回	1 回
	研修会参加者数	60 人	60 人	60 人

(2) 高齢者虐待防止法に規定する「養護者」や「養介護施設」以外からの虐待等権利侵害への防止対策

養護・被養護の関係にない65 歳以上の夫婦間暴力や、中高年の子どもの世話をしている高齢の親が子どもから受ける暴力等の権利侵害において、高齢者支援センター、警察、消防、介護事業所および民生委員児童委員などと連携を図り、防止に努めるとともに、施設虐待においては、サービス付き高齢者向け住宅等も含め、北海道と協働して虐待防止対策を推進します。

2 権利擁護体制の充実

(1) 成年後見センターの運営

認知症、知的障がいおよび精神障がいにより判断力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、北広島市成年後見センターにおいて、相談支援、成年後見制度利用支援、市民後見人の育成および普及啓発などを行うとともに、社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業および法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な権利擁護支援を行います。

今後は、成年後見制度利用促進に向け、弁護士や司法書士等の専門家を加えたチーム支援の充実を図り、成年後見センターの更なる体制強化と後見人を支援する機能を加えた地域連携ネットワークを担う中核機関を設置します。

図表 6-4-2 成年後見センターの運営の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見センター の運営	相談延べ件数	1,500 件	1,550 件	1,600 件
	後見人支援に関する 相談延べ件数	10 件	10 件	10 件
	専門家相談会	6 回	6 回	6 回
	市民後見人フォロー アップ講座開催回数	2 回	2 回	2 回
	周知・啓発	15 回	15 回	15 回

(2) 成年後見制度利用支援事業

図表 6-4-3 成年後見制度利用支援事業の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業 (高齢者分)	市長申立件数	3 件	4 件	5 件
	報酬等の助成件数	12 件	13 件	14 件
	マイエンディングノート作成	2,000 部	2,000 部	2,000 部

重点課題 5 高齢者が安心できる居住環境確保

1 高齢者の居住環境の整備

図表 6-5-1 高齢者の居住環境の整備事業の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
住宅改修支援事業	該当件数	97 件	99 件	101 件
緊急通報システム	新規設置数	10 か所	10 か所	10 か所
	利用世帯数	84 世帯	84 世帯	84 世帯
救急情報キット・エルフィンボタン普及事業	配布件数	450 件	450 件	450 件

2 まちづくりの整備促進

図表 6-5-2 まちづくりの整備事業の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
空き地・空き家バンク制度	売却・賃貸延べ登録件数	30 件	30 件	30 件
	売却・賃貸延べ成約件数	10 件	10 件	10 件
	購入・賃借延べ登録件数	10 件	10 件	10 件
	購入・賃借延べ成約件数	10 件	10 件	10 件

3 防災・感染症対策等の推進

(1) 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり

災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備および避難誘導などの支援体制を確保します。

(2) 災害対策および感染症対策に係る体制整備

近年多発する豪雨災害などの発生や、昨今の新型コロナウイルス感染症など感染症の流行は地域に被害をもたらす、高齢者の普段の生活が一変する状況が想定されます。そのような事態にあっても避難などが適切に進み、介護サービスの提供が継続して受けられるよう、市内の介護事業者などと連携し、防災や感染症対策についての周知啓発等の取組を推進してきました。今後も更なる体制強化を図る観点から、体制整備に関して介護事業者との連携を図ります。

第7章 認知症施策の推進

重点課題1 認知症施策の推進

1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

認知症の方およびその家族が、いつ・どこで・どのような医療や介護などのサービスを受ければよいかを理解できるように、「認知症サービス一覧（認知症ケアパス）」の内容等を検討していきます。

認知症の理解を深める地域活動を認知症サポーター等が担えるよう地域展開を図るとともに、認知症支え合い事業（傾聴ボランティアの訪問派遣事業）などの活動拠点となる地域支え合いセンターを運営します。

図表 7-1-1 地域支え合いセンターの運営の見込み

			R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域支え合いセンターの運営	認知症サポーター養成講座	サポーター養成講座実施回数	5 回	5 回	5 回
		サポーター養成数	180 人	180 人	180 人
		ステップアップ講座実施回数	2 回	2 回	2 回
		ステップアップ講座受講者数	30 人	30 人	30 人
		ステップアップ講座修了登録延べ人数（おれんじメイト）	120 人	130 人	140 人
	チームオレンジ活動	チーム数	8 チーム	8 チーム	8 チーム
		活動者数	160 人	160 人	160 人

2 認知症の早期発見・早期対応

認知機能の低下や認知症の方の早期発見・早期対応のため、認知症サポート医やかかりつけ医、高齢者支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等との連携を強化します。

また、若年性認知症の方が発症後早期から相談・支援につながるよう、医療・介護・障がい等の関係機関との連携に加え、認知症地域支援推進員、更には北海道が配置する若年性認知症コーディネーターとの支援体制を検討します。

図表 7-1-2 認知症の早期発見・早期対応の取組の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
認知症地域支援推進員数		3 人	3 人	3 人
認知症初期集中支援チーム	チーム員会議	4 回	4 回	4 回
	検討実人数	4 人	4 人	4 人
	訪問支援対象者数	1 人	1 人	1 人
	認知症初期集中支援チーム検討委員会	1 回	1 回	1 回

3 認知症バリアフリー化の推進

認知症の発症後、生活機能の障がいが増進していく中で、状態にあわせて適切な支援を受けながら、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けることができる社会」を実現するため、生活のあらゆる場面で障壁を取り除く、「認知症バリアフリー化」を推進します。

図表 7-1-4 認知症高齢者支援事業の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
認知症カフェ	開設数	5 か所	5 か所	5 か所
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	新規事前登録者数	25 人	25 人	25 人
	LINE 配信登録者	500 人	600 人	700 人
	協力機関数	52 か所	54 か所	56 か所
	搜索模擬訓練参加者数	50 人	50 人	50 人
	個人賠償責任保険加入者数	155 人	155 人	155 人
いどころ発信システム 助成事業	助成件数	8 件	8 件	8 件

第8章 適切な介護保険事業の運営

重点課題1 効果的・効率的な介護給付の推進

1 低所得者対策の推進

(1) 介護サービス利用者の軽減対策

所得が低く生活困窮となっている方に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として、当該法人の負担により（一部公的補助あり）、利用者負担額を軽減するものです。

2 介護保険の質的向上

(1) 介護給付に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度運営につながります。今後、ますます増加する高齢者人口、地域実情にあわせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくうえで、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが求められることから、適正化事業について主体的に取り組んでいきます。

図表 8-1-1 介護給付に要する費用の適正化の見込み

		R6 年度	R7 年度	R8 年度
要介護認定の適正化	点検率	100%	100%	100%
ケアプランの点検	実施件数	15 件	15 件	15 件
	研修会開催回数	1 回	1 回	1 回
住宅改修の現地調査		12 件	12 件	12 件
福祉用具購入等の現地調査		12 件	12 件	12 件

(2) 介護保険サービスの給付制限

社会保険制度の一つである介護保険は、被保険者同士が互いを支え合う相互扶助により成り立っています。

一定の保険料を滞納している方が保険給付を受ける際に、給付の償還払い化、一時差止、差止額から滞納保険料を控除する措置および未納期間に応じた給付減額を実施することで、被保険者間の公平性の確保を図ります。

重点課題2 医療計画との整合性の確保

介護保険事業計画で推計しているサービスの量の見込みについては、現在のサービス受給者の状況および人口動態を踏まえた自然体の推計に加えて、地域の課題やニーズを反映させて定めることとされています。これらの推計においては、地域医療構想の介護施設および在宅医療などの追加的需要を踏まえるとともに、医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図ります。

重点課題3 介護保険サービス情報の公表

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくために有益な情報と考えられる情報を収集し、高齢者サービスガイドおよびホームページなどを活用し、公開に努めます。

また、必要な報告などを行わない指定地域密着型サービスなどに係る事業者に対し、指定取り消しなどの適切な対応を行います。

重点課題4 介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進

地域の実態把握・課題分析を行い、高齢者の自立支援および重度化防止に関する目標を設定し、その達成のために、介護資源の発掘や基盤整備・多職種連携の推進および効率的なサービス提供などの取組を推進し、その実績評価を行います。

第9章 介護保険事業費の見込みと保険料

介護保険事業費の見込み

標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った自己負担額（1～3割）が一定の上限額を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）および審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

これに地域支援事業費と保健福祉事業を加えたものが介護保険事業の総事業費となります。

図表 9-3-1 第9期介護保険事業計画の総事業費の見込み

（単位：千円）

	第9期				第14期
	R6年度	R7年度	R8年度	計	R22年度
介護保険事業の総事業費	5,233,749	5,351,518	5,588,812	16,174,079	7,339,100
標準給付費	4,795,679	4,901,708	5,131,301	14,828,687	6,778,762
総給付費 （一定以上所得者負担の調整後）	4,573,196	4,673,161	4,897,026	14,143,383	6,484,066
特定入所者介護サービス費等給付額	76,660	78,752	80,726	236,138	101,513
高額介護サービス費等給付額	121,360	124,697	127,822	373,879	160,333
高額医療合算介護サービス費等給付額	19,875	20,392	20,903	61,170	26,690
審査支払手数料	4,587	4,706	4,824	14,117	6,160
地域支援事業費	433,053	444,793	452,494	1,330,340	560,338
介護予防・日常生活支援総合事業費	257,505	265,442	273,139	796,086	337,393
包括的支援事業・任意事業費	175,548	179,351	179,355	534,254	222,945
保健福祉事業	5,017	5,017	5,017	15,051	-

介護保険料

保険料基準額と段階設定

保険料収納必要額をもとに第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算定し、第8期介護保険事業計画中に積み立てた介護給付費準備基金の一部を取り崩し、基準額（月額）を5,200円とします。

保険料の段階設定については、国が示す標準段階を参照するとともに、これまでの本市の段階設定を踏まえ、第4段階については、負担割合を基準額の0.85倍とします。

図表 9-4-2 第9期介護保険事業計画の保険料の段階設定と年間保険料額

段階	対象者	保険料(円)	負担割合
第1段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	17,790	×0.285
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注1)の合計が	80万円を超え 120万円以下の方	×0.485
第3段階		120万円を超える方	
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注1)の合計が	80万円以下の方	×0.85
第5段階		80万円を超える方	×1.0
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(注2)が	120万円未満の方	×1.2
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	×1.3
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	×1.5
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	×1.7
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	×1.9
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	×2.1
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	×2.3
第13段階	720万円以上の方	×2.4	

(注1) 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

(注2) ここでいう「合計所得金額」は、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

令和22年度（2040年度）の推計

令和22年度（2040年度）における、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するための指標として、各種の推計を行います。当市における高齢者人口の推計値としては、第1号被保険者数は2万人、要介護認定者数は5千人を超えるものと推計しております。また、介護保険事業における総事業費もそれに伴い増加し、年額約73億4千万円でピークを迎えるものと推計しており、保険料（基準月額）につきましては約7千4百円まで増加するものと推計しています。

第10章 計画の円滑な推進のために

第1節 行政の役割と責任

介護保険制度がスタートした平成12年の北広島市の高齢者人口は8,288人（9月末時点）でしたが、令和5年には19,339人（同）となり、23年間で2.3倍以上に増加しています。

高齢者の増加によって、要介護認定者および介護サービス利用者も増加し、これまでの高齢者福祉施策の見直しが求められています。また、国において地域支援事業のあり方が見直しされ、専門的なサービスだけではなく、多様な担い手による生活支援サービスを取り入れ、充実させた新たな地域支援事業を実施した地域づくりを推進することが求められています。

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのためには、従来の社会福祉制度や行政サービスだけでは対応が難しく、民間の参入促進はもとより、ボランティア活動やNPO法人などの市民主導による福祉活動の拡大も不可欠です。特に、ともに支え合う地域づくりを推進するためには、地域住民の理解と協力が必須となります。

行政としても地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、支え合う地域づくりに対しての地域住民への普及・啓発活動を推進し、医療・介護の連携の必要性も高まっていることから、各事業所・関係機関などと連携して支援していきます。

第2節 総合的なケア体制整備

現在、4か所の高齢者支援センターを設置し、保健、医療、介護および福祉の連携強化とサービス提供のための環境整備を進めています。

日常生活圏域は5圏域としていますが、北広島団地地区の高齢者支援センターについては職員の増員による対応とします。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、高齢者支援センターが持つ役割がより一層重要となることから、その機能を強化・充実していかなければならないと考えています。

また、身近な地域での相談窓口として定着しつつある利点を考慮し、苦情処理体制の充実、行政、民間および市民団体などの関係機関の緊密な連携による支援など、地域共生社会を見据えた総合的なケア体制の整備に努めます。

第3節 介護保険事業の円滑な実施のための体制

1 相談・苦情処理体制

介護保険制度における苦情処理の解決の仕組みとして、要介護認定や保険料についての審査請求は、北海道が設置している介護保険審査会が、また介護サービスや介護サービス事業者に関する苦情および相談は、北海道国民健康保険団体連合会がそれぞれ所轄していますが、市民が初めに相談や苦情を寄せるのは、最も身近な行政の窓口である市であるケースが多いことから、市民の立場に立った対応が求められます。

そのため、市民からの相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行うよう、高齢者支援課、福祉総合相談室および高齢者支援センターが中心となって、社会福祉協議会および民生委員児童委員などの関係機関と連携を図りながら、市民が利用しやすい相談体制の確立に努めます。

2 市民への情報提供

市では市民が必要な情報を必要なときに得られるよう、高齢者の保健福祉や介護保険に関するサービスガイドや介護保険事業報告書などを作成しており、今後も広報紙やホームページなどを活用し、情報提供に努めます。

3 サービスの供給体制

保険者である市とサービス提供事業者が密接に連携し、市民に対しサービスを適切かつ総合的に提供する必要があります。

このため、サービス事業者の確保および介護サービス基盤の整備に努めるとともに、関係するサービス事業者で組織する「北広島市介護サービス連絡協議会」と連携を図り、情報交換、課題の検討、サービスの質の向上および適切な介護サービス計画の作成検討などを行い、市民が必要とするサービスを適切かつ迅速に利用できるよう提供体制の充実を図ります。

第4節 計画の進行管理

計画の実施にあたっては、保健・福祉以外の部局とも幅広い連携を図り、総合的・効果的な施策展開を図ります。

また、関係機関との連携・協力を進めるとともに、広報紙やホームページなどで市民に周知を図り、市民一人ひとりの理解と協力により、確実な推進を図っていきます。

さらに、学識経験者、サービス事業者、サービス利用者および公募による市民代表者などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進行状況や施策の実施状況などを評価・検証し、市としての進行管理を徹底していきます。